

(様式1)
審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	経営支援課	検索番号	8-1
法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	根拠条項	5-6		
許認可等	事業継続力強化支援計画の認定				
(根拠規定)					
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第6項					
都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。					
一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。					
二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。					
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項～第4項					
1 商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業（以下「事業継続力強化支援事業」という。）についての計画（以下この条及び次条において「事業継続力強化支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。					
2 二以上の商工会又は商工会議所（同一の都道府県の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。）がその事業継続力強化支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村（当該都道府県の区域内にあるものに限る。）と共同して、事業継続力強化支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。					
3 商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、当該者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする事業継続力強化支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。					
4 事業継続力強化支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。					
一 事業継続力強化支援事業の目標					
二 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間					
三 事業継続力強化支援事業の実施体制					
四 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法					
五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあっては、次に掲げる事項					
イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名					
ロ 当該者との連携に関する事項					

(許認可等の基準)

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）第1条及び事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン5～7

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則第1条

商工会又は商工会議所及び関係市町村（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が法第五条第一項の規定により事業継続力強化支援計画に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事（当該商工会又は商工会議所の地区及び関係市町村を管轄する都道府県知事をいう。次条から第五条までにおいて同じ。）に、様式第一による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書
- 二 当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面

○事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン5～7

5. 事業継続力強化支援計画に記載を要する事項

事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下1～4（5は該当する場合）における、①～⑩に記載する事項（5に該当する場合は、イ、ロを含む）が記載されていることを確認の上、申請してください。

記載項目

1	事業継続力強化支援事業の目標【別表1】
	① 現状
	(1)地域の災害等リスク
	(2)商工業者の状況
	(3)これまでの取組
	② 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策
	③ 目標
2	事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表1】
	④ 実施期間
	⑤ 事業の内容
	(1)市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握
	(2)小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容
	(3)フォローアップ
	(4)知見の共有及び事業継続力の底上げ
	(5)関係団体等との連携
3	事業継続力強化支援事業の実施体制【別表2】
	⑥ 実施体制
	⑦ 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
	⑧ 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先
4	事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表3】
	⑨ 必要な資金の額
	⑩ 調達方法
5	当該商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援

事業を実施する者とする場合【別表 4】

- イ. 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ. 当該者との連携に関する事項

添付資料 商工会、商工会議所自身の事業継続計画※

※作成済の場合は資料として添付してください。現在作成中若しくは今後作成予定の場合は、完成予定時期を記載してください。

6. 事業継続力強化支援計画作成の前提事項

計画の作成にあたっては、以下の点を踏まえてください。

- (1) 事業継続力強化支援事業は、地域経済を支える小規模事業者の事業活動の継続に資するものとして取り組むべき事業であり、会員・非会員の別を問わず、管内の小規模事業者を広く対象としなければなりません。
- (2) 事業継続力強化支援事業を実施するにあたっては、県および関係市町が講じる商工行政と調和した事業であることが求められるため、必ず愛媛県及び関係市町の地域防災計画を踏まえて計画を作成してください。
- (3) 事業継続力強化支援計画の目標と、各内容（実施内容・実施体制等）との間に整合性、連動性があるものとなるように注意して作成してください。
- (4) 小規模事業者や住民などの読み手から見て、読みづらい計画、わかりづらい計画とならないよう、明瞭で簡潔な記載ぶりに心がけ、項目には見出し番号（「Ⅰ.」「1.」「(1).」）を付す、項目と項目の間は一行あける、図表を活用するなど、読み手が見やすくなるような工夫をしてください。
- (5) 認定を受けた場合、計画の全文を公表しますので、そのことを前提に作成してください。

7. 認定における審査事項

事業継続力強化支援計画の認定を受けるためには、小規模事業者支援法第5条第6項に基づき、申請された計画が以下の2点を満たすことが要件となります。

(1) 「事業継続力強化支援事業の目標」、「事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間」、「事業継続力強化支援事業の実施体制」が、小規模事業者の経営の改善登達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（以下「基本指針」という。P62～65参照）に照らして適当なものであること

(2) 「事業継続力強化支援事業の実施体制」、「事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記を踏まえ、5. 事業継続力強化支援計画に記載を要する事項について審査を行います。

支援の計画は適当か

(その他)

必要に応じて計画の解釈について示した「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」と照らし合わせ判断する。